

第 26 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 8 月 9 日（金）午前 10 時開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 3 番 宇藤 欣喜 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 | 8 番 岩本 孝之 |
| 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明 | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 | |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 経営基盤強化促進法許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について
5. 事務局職員
- 事務局長 片島 弘幸
- 係長 後藤 行志、長野 リエ

6. 会議の概要

| 発言者 | 内 容 |
|------|---|
| 事務局長 | 皆様、おはようございます。まず本総会の開催ですが委員総数 19 名、出席 19 名で、南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。それでは皆さまと一緒にしまして農業委員会憲章を唱和致します。それでは最適化委員さんもお一緒にご起立をお願い致します。 |
| 事務局長 | それでは定刻になりましたので、第 26 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 16 番 藤原委員、17 番 長野委員をお願い致します。 |
| | —農業委員会憲章の唱和— |
| 事務局 | ありがとうございました。それでは、本農業委員会会議規則第 5 条の定めによりまして、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。 |
| 会長 | どうもおはようございます。今日はあの農業委員最適化の合同委員会ということで、盆も間近になるようなお忙しい時にご参集いただきましてありがとうございます。近頃は阿蘇山も火山灰が降ったり、台風がどこにできてどちらにいくやらわからん、いろんな気象でございますけれども、頑張っていたきたいと思います。 |

| | |
|-----|---|
| | <p>今日は合同委員会の方は諸々の案件がありますので、皆様方の忌憚のないご意見をよろしくお願ひします。</p> <p>では只今から第26回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名人に16番 藤原政信委員、17番 長野美千代委員を指名します。</p> |
| 会長 | <p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。議案第1号番号1については、■■■■委員の案件でありますので、■■■■委員の退席を求め、番号1を先に審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字上西原 ■■■■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■m² 所有権移転売買となっております。</p> <p>以上1件ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> |
| 会長 | <p>では■■■■委員退席をお願いします。 では地元委員の説明をお願いします。</p> |
| 5番 | <p>議案第1号1番について、5番笠野がご説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人は高齢で農業ができず、隣を耕作されている譲受人に相談されましたところ売買ということになりました。ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> |
| 会長 | <p>では議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号1番は原案どおり可決します。議案第1号番号2から事務局に朗読をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号2：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字山下 ■■■■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■m² 外1筆計2筆 ■■■■m² 所有権移転売買です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字西御櫃 ■■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■m² 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字西御櫃 ■■■■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■■m² 外2筆計3筆 ■■■■m² 所有権移転売買です。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字原口 ■■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■m² 外1筆計2筆 ■■■■m² 所有権移転贈与です。</p> |

番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字宮園 ■■■番
■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆計2筆 ■■■㎡ 所有権移転売買です。
番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字宮ノ前 ■■■番
■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 所有権移転贈与となっております。
番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字笹原 ■■■番
■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外5筆計6筆 ■■■㎡ 賃借権設定5年となっ
ております。

以上7件ご審議方よろしくお願い致します。

会長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

7番 2番から6番まで7番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人は高齢で農家はやってお
られませんが、この度譲受人の方が畑の傍であったので所有権移転売買ということにな
りました。

3番目はやはり譲渡人が高齢で、長年に渡りまして譲受人が小作をしておられまし
た。これも所有権移転売買になりました。

4番ですが、譲渡人は県外におられ、地元で全部財産を処分されておられます。これ
も長年に渡りまして譲受人の方が小作をしておられました。これも所有権移転売買で
す。

5番ですが、譲渡人、譲受人は親戚関係です。所有権移転贈与となっております。

6番ですが、譲受人の家の傍に土地がありまして、長年に渡りまして譲受人の方が小
作をされておりました。これも所有権移転売買ということです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

1番 7番につきまして、会長の案件ですので1番の島田が説明します。譲渡人と譲受人は
兄妹の関係でございます。譲渡人が県外におられまして、譲受人が地元出身というこ
とで所有権移転贈与となっております。ご審議方よろしく申し上げます。

9番 8番につきまして、9番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のと
おりでございます。親子関係でございます。譲受人の方は新規就農者でございます。
今度アスパラを栽培したいということでございます。賃借権設定5年になっておりま
す。ご審議方よろしくお願い致します。

会長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

会長 ありがとうございます。議案第1号番号2からの農地法第3条の規定による許可申請
について、異議がない方は挙手をお願いします。

| | |
|-----|---|
| | (全員挙手) |
| 会長 | ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。 |
| 会長 | 続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。 |
| 事務局 | <p>はい。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字横道下 ■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 転用目的 植林 となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字夫婦石 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 転用目的 犬用施設 始末書添付となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字笹尾 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 駐車場及び倉庫 となっております。</p> <p>以上3件、ご審議方よろしくお願い致します。</p> |
| 会長 | ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。 |
| 3番 | 議案2号1番につきまして、3番の宇藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりであります。譲渡人が市内に住んでおられまして高齢で管理ができないということで、今度、転用所有権移転有償の契約が成り立ちました。ご審議方よろしくお願い致します。 |
| 9番 | <p>2番、3番につきまして9番の古澤がご説明申し上げます。はじめに2番につきまして、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人の方は以前から柴犬の育成をされておられまして、譲渡人の方のお父さんと話しができていたようでございます。今回、正式に犬用の施設として運動場などを設置されておられまして始末書添付でございます。転用所有権移転有償となっております。よろしくお願い致します。</p> <p>また3番につきまして、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は2番の方と同じでございます。譲受人の方は自宅の隣を平成29年頃30㎡程取得されておりましたけれども、会社を退職されましてこちらにずっとおられることが多くなりまして、子どもたちや孫がたくさん帰ってくるということで、車が何台も帰ってくるわけでございます。車を置く所がなく近所の方に迷惑をかけるということもございまして、今回、倉庫兼駐車場用地として利用できるならばという予定だそうでございます。転用所有権移転有償でございます。場所につきましては、■■■集落から■■■集落の中間地点ぐらいで何軒か住宅ができていますところでございます。</p> <p>申し遅れましたけれども、2番につきましては、場所は■■■■は皆さんご存知のところだと思いますが、県道■■■号線から南、■■■集落から800m程上りますと■■■■がでございます。その一角でございます。2件ご審議方よろしくお願い致します。</p> |

| | |
|-----|--|
| 会長 | <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 会長 | <p>では採決に移ります。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p> |
| 会長 | <p>続きまして議案第3号 経営基盤強化促進法許可申請について番号1番から3番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい朗読いたします。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字中上原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 使用貸借権設定10年となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字局田 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外4筆計5筆 ■■■㎡ 賃借権設定10年となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字横田 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 賃借権設定5年となっております。</p> <p>以上、新規案件3件、再設定3件ご審議方よろしくお願い致します。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> |
| 1番 | <p>議案第3号1番につきまして、会長の案件ですので1番の島田が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。以前から譲受人の方が小作されておりましたところを正式に使用貸借権設定10年の申請がされております。ご審議方よろしく申し上げます。</p> |
| 14番 | <p>続きまして議案第3号2番、3番について14番の村上が説明致します。</p> <p>2番について譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の旦那さんが亡くなられて、親戚の譲受人の方に作ってもらうということで話しが決まりまして、賃借権設定10年です。</p> <p>3番につきまして譲受人、譲渡人は記載のとおりです。2番の旦那さんが亡くなった人が今までは作られておりましたが、今度田んぼが隣ということで、譲受人の方に頼んで作ってもらうことになりました。賃借権設定5年です。よろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 会長 | <p>では、採決に移ります。議案第3号経営基盤強化促進法の許可申請について、異議が</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p> |
| 会長 | <p>続きまして議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>朗読いたします。議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について</p> <p>番号1 所有者記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字大正寺 ■■■番 地目 台帳畑 現況山林 面積 ■■■m² 農振区分としては農振白地となっております。現在の土地の状況は、竹及び雑木が繁茂しており15年以上耕作の実態がないことを確認しております。現況確認日は令和元年8月5日です。</p> <p>以上1件ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> |
| 会長 | <p>何もないようですので採決に移っていいですか。</p> <p>では議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p> |
| 会長 | <p>以上で審議は終了しましたが、9月の総会の日程を決めたいと思います。</p> <p>9月10日の火曜日でもいいですか。では9月10日火曜日で決定します。</p> <p>また、次回の農業委員会憲章の指揮は、18番 荒牧文博委員、19番 大塚恭徳委員にお願いします。その他何か農業委員会に対してご意見ありますか。</p> |
| 会長 | <p>では、以上をもって第26回の南阿蘇村農業委員会総会は終了します。</p> |

7. 閉会時刻 10時26分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

16番 藤原 政信

17番 長野 美千代